

事務連絡  
令和4年1月7日

各都道府県 

児童福祉
障害福祉
高齢福祉

 主管部局 御中

厚生労働省子ども家庭局子育て支援課  
社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課  
老健局高齢者支援課

社会福祉施設等におけるブロック塀等の安全対策状況及び非常用自家発電設備の  
整備状況の調査について（依頼）

国は「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」（平成30年12月14日閣議決定）を踏まえ、社会福祉施設等においては、安全性に問題があるブロック塀等の改修及び災害発生時の入所者等の安全を確保するための非常用自家発電設備の整備を推進してきました。

また、令和3年度以降においても引き続き「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」（令和2年12月11日閣議決定）を踏まえ、推進しております。

つきましては、今後の整備予定時期も含めて、これらの整備状況等を把握するために、下記のとおり、調査を実施しますので、別添の回答様式に沿ってご提出をお願いします。

記

1 送付書類

- ①社会福祉施設等におけるブロック塀等の安全対策状況及び非常用自家発電設備の整備状況の調査について(依頼) (本事務連絡)
- ②回答様式【ブロック塀】
- ③回答様式【自家発】  
※回答様式(Excel)のシート「調査対象一覧」に調査対象となる施設が記載されています。
- ④「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」の概要
- ⑤「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」の概要

## 2 提出書類

別紙回答様式を作成の上、ご回答ください。

※提出の際は、ファイル名の【自治体名】の部分に自治体名を入力し、提出してください。（例：【〇〇県】回答様式【ブロック塀】）

## 3 提出期限

令和4年 1月31日（月）

※指定都市・中核市を含めて、都道府県において集計をお願いします。

## 4 留意事項

- ・令和3年10月1日の状況を記入してください。
- ・社会福祉施設等を所管する厚生労働省各所管部局別に回答を作成いただき、下記回答先に、ご提出ください。
- ・同一敷地内で複数の施設を運営している場合は、ブロック塀の位置関係や施設の利用実態に応じていずれか1つの施設で計上してください。
- ・集計のため、様式は変更せず必ずエクセルファイルのままご提出ください。
- ・前回のフォローアップ調査（令和2年10月）の結果をふまえてご回答願います。

## 5 問い合わせ先・回答先

### ①子ども家庭局関係施設について

厚生労働省子ども家庭局子育て支援課施設調整等業務室調整係

TEL: 03-5253-1111（内線：4961）

E-Mail: jidouseibi@mhlw.go.jp

### ②障害保健福祉部関係施設について

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課福祉財政係

TEL: 03-5253-1111（内線：3035）

E-Mail: fukuzai@mhlw.go.jp

### ③老健局関係施設について

厚生労働省老健局高齢者支援課施設係

TEL: 03-5253-1111（内線：3927）

E-Mail: kiban-seibi@mhlw.go.jp

花7期調査対象施設

※選択式

対象施設	障害保健福祉部関係施設
年度	R3

子ども支援関係施設		障害保健福祉部関係施設		高齢者関係施設	
1	乳児院	障害福祉サービス事業所（生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援に限る）	障害福祉サービス事業所	看護老人ホーム	
2	母子生活支援施設	障害者支援施設（生活介護又は自立訓練を行うものに限る）	障害者支援施設（（2）に該当するものを除く）	特別介護老人ホーム	
3	児童養護施設	児童相談所	療養介護事業所	小規模特別介護老人ホーム（定員29人以下）	
4	児童相談所	児童相談所一時保護施設	共同生活援助（自己所有物件）	軽費老人ホーム（A型）	
5	児童相談所一時保護施設	第1種助産施設	共同生活援助（賃貸物件）	軽費老人ホーム（B型）	
6	第1種助産施設	第2種助産施設	補装具製作施設	軽費老人ホーム（ケアハウス）	
7	第2種助産施設	保育所	盲導犬訓練施設	老人デイサービスセンター	
8	保育所	児童心理治療施設	点字図書館	老人短期入所施設	
9	児童心理治療施設	児童自立支援施設	聴覚障害者情報提供施設	介護老人保健施設	
10	児童自立支援施設	児童家庭支援センター	障害児入所施設	小規模介護老人保健施設（定員29人以下）	
11	児童家庭支援センター	婦人相談所	児童発達支援センター	小規模ケアハウス（定員29人以下）	
12	婦人相談所	婦人相談所	児童発達支援センター	小規模多機能型居宅介護事業所	
13	婦人相談所一時保護施設	婦人保健施設	放課後等デイサービス事業所	認知症高齢者グループホーム	
14	婦人保健施設	児童厚生施設	福祉ホーム	認知症対応型型サービス	
15	児童厚生施設	母子・父子福祉センター	地域活動支援センター	介護予防拠点	
16	母子・父子福祉センター	母子・父子休養ホーム	身体障害者福祉センター	地域包括支援センター	
17	母子・父子休養ホーム	母子健康包括支援センター	盲人ホーム	夜間対応型訪問介護事業所	
18	母子健康包括支援センター	職員養成施設	小規模保育事業所	生活支援ハウス	
19	職員養成施設	特別保育施設	児童自立生活援助施設	老人福祉センター（A型）	
20	特別保育施設	小規模住居型児童養育事業所	子育て支援のための拠点施設	老人福祉センター（特入型）	
21	小規模住居型児童養育事業所	放課後児童健全育成事業実施施設	事業所内保育施設	老人福祉センター（B型）	
22	児童自立生活援助施設	認可外保育施設	認可外保育施設	在宅複合型施設	
23	小規模住居型児童養育事業所	市区町村子ども家庭総合支援拠点	地域子ども家庭総合支援拠点	老人介護支援センター（在宅介護支援センター）	
24	子育て支援のための拠点施設	事業所内保育事業所	利用者支援事業所	有料老人ホーム	
25	放課後児童健全育成事業実施施設	認可外保育施設		都市型軽費老人ホーム	
26	事業所内保育事業所			定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	
27	認可外保育施設			看護小規模多機能型居宅介護事業所	
28	市区町村子ども家庭総合支援拠点			介護医療院	
29	地域子ども家庭総合支援拠点				
30	利用者支援事業所				
31					
32					
33					
34					
35					
36					
37					
38					
39					
40					

↓以降を利用するときは、「回答様式」の77行目以降を再表示すること

